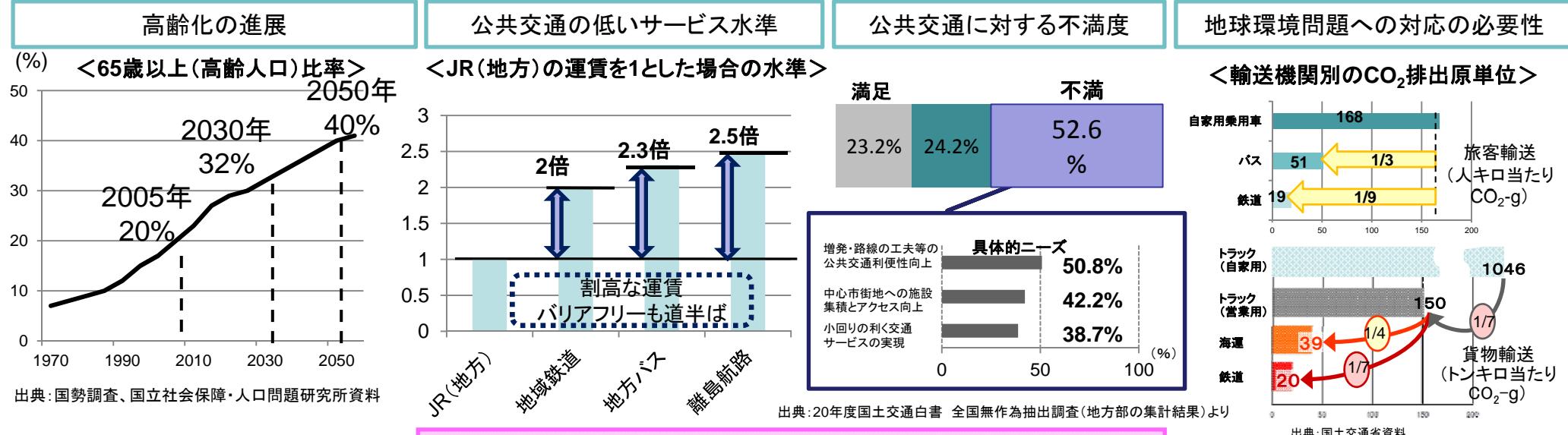


交通基本法の制定と関連施策の充実に向けて－中間整理のポイント－

問題意識

- くるま使える者と使えない者の間に発生している「交通の格差社会」を解消し、急速な高齢化が進むなかで人々の社会参加の機会を確保していくためには、移動する権利を位置づけていくことが必要ではないか。
- 環境にやさしい交通手段に転換していくとともに、交通網の充実により地域の活性化につなげていくことが必要ではないか。



移動権の保障と支援措置の充実

- すべての人々が健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な「移動権を保障」すべき。それには、地域公共交通を維持・再生し、活性化することが必要。
- 住民、自治体、交通企業などの地域の関係者が望ましい姿を構想し、持続可能な方策を構築することが基本。
- 国の支援措置は地域の自主性を尊重することを基本に拡充・再構築が必要。
- 国の補助制度は、予算を拡充するとともに、地域の協議会の自主的な取組みに対して一括交付する仕組みへ。
- 交通分野において、健常者が移動困難者を支え合う「共助」の視点を加え、「公助」の内容を大幅に拡充すべき。



【デマンド交通】

環境にやさしい交通体系の実現

- 経済的誘因(インセンティブ)等により、環境にやさしい交通体系の実現が必要。自転車、バス、路面電車、鉄道などが充実した「歩いて暮らせるまち」へ。
- 法律、予算、税制を組み合わせた通勤交通のグリーン化を推進すべき。
- 経済的誘因や交通規制の活用による都市部の渋滞対策が必要。
- 効率的な輸送機関を荷主が選択する魅力や誘因の充実により貨物輸送の自営転換やモーダルシフトを推進。
- 環境負荷の少ない都市・国土構造に誘導。

地域の活力を引き出す交通網の充実

- 交通網の充実により、人々がたくさん集まり、「賑わい」のある、「住んでよし、訪れてよし」の魅力的なまちづくり、地域おこしへ。
- 「幹線交通網の総点検」により、今後の幹線交通体系を総合的な視点から再検討。
- 都市内、都市間の交通網は、日本国民のみならず、訪日外国人にとつても必要であり、世界の公共財。日本発の新しい交通技術を海外にも普及へ。